

## 単独荷卸しに係る仕組みの評価に関する実施細則

平成11年4月 1日危保細則第 4号  
最終改正 令和3年10月20日危保細則第12号

### 第1 目的

この実施細則は、単独荷卸しに係る仕組みの評価に関する業務規程（平成11年4月1日危保規程第3号。以下「規程」という。）第12、2の規定に基づき、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が行う、単独荷卸しに係る仕組みの評価の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 申請書類

規程第4に定める評価の申請は、様式第1によるものとし、添付する関係書類は、次のとおりとする。

- 1 評価の対象が石油供給者（規程第2に掲げる給油取扱所等に石油を供給・販売し、かつ、運送業者に石油を移送させる者）の構築する単独荷卸しの仕組みである場合
  - (1) 移動タンク貯蔵所の停車・作業場所の要件
  - (2) 安全対策設備の内容（設置状況の把握、維持管理方法等）
  - (3) 単独荷卸しマニュアル
  - (4) 緊急時の対応マニュアル
  - (5) 運送業者及び給油取扱所等の所有者等に対する管理指導内容及び単独荷卸しの実施状況の管理内容
  - (6) 石油供給者又は運送業者等が運行管理者及び移動タンク貯蔵所に乗務する危険物取扱者（以下「乗務員」という。）等を行う教育訓練内容
  - (7) 石油供給者又は給油取扱所等の所有者等が危険物保安監督者（危険物保安監督者の選任の必要がない給油取扱所等にあっては危険物取扱者）等を行う教育訓練内容
  - (8) 運送業者との単独荷卸しに係る契約書の写し（契約前の場合は、契約書に記載することとしている要件を記載すること。）
  - (9) 契約運送業者リスト（ハイテク方式、バーコード方式、鍵方式等単独荷卸し方式の別ごとに、かつ、単独荷卸しを給油取扱所等の関係者の就業時間中に行うこととしているか就業時間外に行うこととしているかの別ごとに記載すること。）
  - (10) 契約給油取扱所等のリスト（ハイテク方式、バーコード方式、鍵方式等単独荷卸し方式の別ごとに、かつ、単独荷卸しを給油取扱所等の関係者の就業時間中に行うこととしているか終業時間外に行うこととしているかの別ごとに記載すること。）
  - (11) 単独荷卸しを行う場合に、契約運送業者と契約給油取扱所等が、相互に提供することとしている情報
  - (12) 単独荷卸しを行う移動タンク貯蔵所にガソリン、灯油、軽油若しくは重油を荷積みする出荷基地のリスト（ハイテク方式、バーコード方式、鍵方式等単独荷卸し方式の別ごとに、かつ、移動タンク貯蔵所の各槽への荷積み情報の制御方式の別ごとに記載すること。）

2 評価の対象が自ら単独荷卸しを行う運送業者の構築する単独荷卸しの仕組みである場合

- (1) 前記 1 (1)から(4)、(10)及び(12)に掲げる書類
- (2) 給油取扱所等の所有者等に対する管理指導内容及び単独荷卸しの実施状況の管理内容
- (3) 運行管理者及び移動タンク貯蔵所に乗務する乗務員等に行う教育訓練内容
- (4) 給油取扱所等の所有者等が危険物保安監督者（危険物保安監督者の選任の必要がない給油取扱所等にあつては危険物取扱者）等に行う教育訓練内容
- (5) 移動タンク貯蔵所リスト（ハイテク方式、バーコード方式、鍵方式等単独荷卸し方式の別ごとに記載すること。）
- (6) 単独荷卸しを行う場合に、契約給油取扱所等と相互に提供することとしている情報

### 第3 定期調査

- 1 規程第6に規定する定期調査を受けようとする者は、規程第5に規定する評価結果の通知に記載された日の30日前までに、様式第2により申請しなければならない。
- 2 規程第11、1(1)イに規定する運行管理者等の教育の内容の評価とは、通知に定める運行管理者等の教育訓練内容について、確認するものである。
- 3 規程第11、1(2)アに規定する基本調査とは、第2、1又は2に定める項目のうち、次の4に規定した運行管理者等の教育の評価を除く項目を検査員が評価を受けた者の事務所、運送業者、給油取扱所等及び出荷基地、その他関係ある場所で確認するものである。
- 4 規程第11、1(2)イに規定する運行管理者等の教育の評価とは、通知に定める運行管理者等の教育訓練内容について、以下の項目を検査員が評価を受けた者の事務所、運送業者、給油取扱所等及び出荷基地、その他関係ある場所で確認するものである。
  - (1) 教育の実施状況
  - (2) 教育の習熟度（効果測定を含む。）
  - (3) その他、理事長が定める内容
- 5 規程第11、1(2)イに関する確認の場所は、以下のとおりとする。
  - (1) 運行管理者の教育
    - ア 協会で実施する研修会を受講した場合  
規程第11、1(2)アに規定する基本調査の現場
    - イ 理事長が認めた者が教育する場合  
3年の間に、全ての教育の現場
  - (2) 危険物保安監督者の教育
    - ア 協会で実施する研修会を受講した場合  
規程第11、1(2)アに規定する基本調査の現場
    - イ 理事長が認めた者が教育する場合  
3年の間に、1箇所以上の教育の現場
    - ウ 前4の各項目を電子的に申請者が管理でき、かつ、教育ができると理事長が認

めた場合

規程第11、1(2)アに規定する基本調査の現場

- 6 規程第6、4に規定する定期調査を受けようとする者は、不適合の原因及び改善措置について説明した資料を添付し、様式第2により申請しなければならない。

#### 第4 評価結果の通知

規程第5に定める評価、規程第6に定める定期調査、規程第7に定める評価内容の変更及び規程第9に定める臨時調査に係る評価の結果の通知は、様式第3によるものとする。

#### 第5 評価内容の変更

- 1 規程第7に定める評価内容の変更は、次の重変更及び軽変更に区分する。

##### (1) 重変更

次の事項のいずれかに該当するものをいう。

- ・規程第2に掲げる評価の対象（以下「評価の対象」という。）を追加する変更
- ・移動タンク貯蔵所の単独荷卸しの方式（ハイテク方式、バーコード方式、鍵方式等）を追加する変更
- ・運行管理者等に対する教育訓練の内容、又は、関係者に対する管理、指導体制の重大な変更
- ・その他理事長が評価要件に係る重大な変更と判断するもの

##### (2) 軽変更

次の事項のいずれかに該当するものをいう。

- ・規程第2に掲げる評価の対象を減じる変更
- ・移動タンク貯蔵所の単独荷卸しの方式（ハイテク方式、バーコード方式、鍵方式等）を減じる変更
- ・給油取扱所等の安全対策設備の種類の変更
- ・運行管理者等に対する教育訓練の内容、又は、関係者に対する管理、指導体制の変更のうち、前(1)以外のもの
- ・その他理事長が軽変更と判断するもの

- 2 評価内容の変更に係る評価の申請は、様式第4によるものとする。

#### 第6 評価内容の軽微な変更の届出

評価を受けた者が、規程第7に定める評価内容の変更以外の軽微な評価内容の変更を行おうとする場合は、様式第5により理事長に届出をしなければならない。

#### 第7 評価の取消等

規程第8、2に定める通知は、様式第6によるものとする。

#### 第8 臨時調査

- 1 規程第9、2に定める通知は、様式7によるものとする。

2 規程第9、3に定める申請を行おうとする場合は、様式第8によるものとする。

附 則（令和3年10月20日危保細則第12号）  
この細則は、令和3年12月1日から施工する。